

食の安全「基本のお話」

—第92回—

■2018年に改正された農薬取締法について

農薬は、農薬取締法に基づき、安全性が確認されたものが登録され、製造や使用が認められるという仕組みになっています。改正の主な内容は、農薬の再評価制度の導入と安全性審査の充実です。

○2021年度より再評価制度がスタート

新規登録時には、数多くの試験結果をその時点での最新の科学に基づいて評価され、ヒトや環境生物に安全と認められたもののみが登録されます。

しかし、いったん登録された農薬でも、科学の進歩によって明らかになる新たな知見や抵抗性、時代に応じた農業施策・防除方法の変化に対応する必要があります。そのために、「有効成分ごとの定期的再評価」のしくみが導入されました。



- ①登録されているすべての農薬について、定期的（15年毎）に最新の科学的知見に基づき、安全性等の再評価が行われます。
- ②除草剤グリホサートやネオニコチノイド系殺虫剤など、国内の使用量が多い農薬から順次実施されます。

○安全性に関する審査の充実

農薬使用者やミツバチへの影響評価、環境への影響評価など、農薬の安全性に関する審査が充実されます。

- ①農薬使用者への影響評価については、農薬の毒性の強さだけでなく、使用時の暴露量（摂取量）も考慮したリスク評価が実施されます。
- ②ミツバチへの影響評価についても、農薬のミツバチに対する毒性の強さによる評価だけでなく、使用方法も考慮し、ミツバチがどのぐらい農薬に暴露したかの観点も含めて評価されます。また、農薬が付着した花粉や花蜜を巣内に持ち帰った際の成虫や幼虫への影響など、蜂群全体への影響についても評価されます。
- ③環境への影響評価については、すでに実施している水産動植物（魚類、甲殻類等）だけでなく水草や陸地の動植物（鳥類等）に対する影響も評価されます。
- ④これらの新たな評価法に基づく評価は、2020年4月から開始されており、2021年度から実施される農薬の再評価の際にも行われます。



【参考】

●農林水産省・農薬に関するよくある質問
<https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/attach/pdf/index-3.pdf>



●農林水産省・農薬コーナー
<https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/>

